

## 令和5年度 第2回安城市男女共同参画審議会 議事要旨

日時	令和5年9月20日（水） 午前10時～午前11時	
場所	安城市役所本庁舎3階 第10会議室	
出席者	委員	高橋会長、飯野副会長、太田紗絵子委員、杉浦壮多委員、九十九委員、太田淳一委員、杉浦絵里子委員、中村委員 (欠席：中根委員、堀内委員、濱田委員、矢嶋委員、峰委員)
	事務局	長谷部市民生活部長、早水市民協働課長、浅井市民協働係長、市民協働係職員（幸田、近藤、島） 委託業者：株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所 江口氏
次第	1 市民憲章唱和 2 会長挨拶 3 議題 (1) 第5次安城市男女共同参画プランの計画素案について (2) 男女共同参画ロゴマークについて 4 その他	

### 今回の会議の目的

- ・第5次安城市男女共同参画プランの計画素案の検討
- ・新デザインの男女共同参画ロゴマークについての意見聴取

### 議事要旨

(司会)

それでは、時間になりましたので、始めさせていただきます。

本日は、お忙しいところ安城市男女共同参画審議会にご出席いただきありがとうございます。

会議に先立ちまして、8月より委員の交代がありましたので、新しい委員の方の紹介をさせていただきます。碧海信用金庫の手島委員から変更があり、新しく杉浦絵里子様に委員をお受けいただきました。どうぞよろしく願いいたします。

また、九十九洋一委員は6月から委員をお受けいただいておりますが、今回が初めての会議となります。どうぞよろしく願いいたします。

本日の委員の出席状況についてご報告させていただきます。中根委員、堀内委員、濱田委員、矢嶋委員、峰委員からご欠席のご連絡をいただいておりますが、ただいまの出席委員は安城市男女共同参画審議会規則第4条第2項に規定します委員の半数以上に達しており、審議会は成立しておりますことをご報告させていただきます。

また、第5次男女共同参画プラン策定業務を委託しております株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所の江口様が同席させていただきますのでご報告します。

それでは、ただいまから令和5年度第2回安城市男女共同参画審議会を開催いたし

ます。

## 1 市民憲章唱和

次第1「市民憲章唱和」市民憲章の唱和を行いますので、ご起立をお願いします。なお、市民憲章につきましては、机上に印刷したものがございますのでご覧ください。

(市民憲章唱和)

ありがとうございました。ご着席ください。

## 2 会長挨拶

(司会)

それでは、次第2「会長挨拶」高橋会長からご挨拶をお願いいたします。

(会長)

本日は暑い中お集まりいただき、ありがとうございます。

先日、愛知県がファミリーシップ制度を来年の4月から導入することを発表しました。パートナーシップではなく子どもを含めたファミリーシップということで、都道府県レベルでは初めてであります。本市でも導入に向けての準備が進んでいると伺っていますので、今後、本審議会でも様々な方が生きやすい社会にするための検討ができることを楽しみにしております。

私の所属している愛知教育大学でもLGBTQであることをカミングアウトする学生、しない学生といろいろいますが、LGBTQではないかと思われる学生も増えています。ただ、聞いてしまうとアウトィングになりますので、そういったところに配慮しながら接しているところです。

このあと、事務局から次期プランの計画素案についての説明がございます。よりよいプラン策定のため、委員の皆さまから忌たんのないご意見をいただき、安城市の男女共同参画が一層促進されることを願っております。本日は有意義な話し合いができますよう、よろしくをお願いいたします。

(司会)

ありがとうございました。

続きまして、次第3「議題」に入らせていただきます。委員の皆さまにおかれましては、ご発言をする場合、必ず挙手をしていただき、指名された後、マイクを持ってご発言していただきますようお願いいたします。

では高橋会長お願いいたします。

(会長)

では、議事を進めてまいります。議題（１）第５次安城市男女共同参画プランの計画素案について、事務局より説明をお願いします。

### 3 議題

#### （１）第５次安城市男女共同参画プランの計画素案について

(事務局)

議題（１）第５次安城市男女共同参画プランの計画素案について説明

(会長)

ただいまの説明について、ご質問等ございますか。

(委員)

丁寧にご説明いただき、ありがとうございました。とてもまとまっていて分かりやすい資料だと思います。

54ページの（２）DV被害に対する早期対応・支援についてですが、被害者への支援に加え、加害者側の更生プログラムやカウンセリングの紹介等もあるのでしょうか。

(事務局)

加害者側に対する更生プログラム等は、このプランには入っておりません。ただ、必要なことですので、今のお話を各課でも共有させていただき検討していきたいと思えます。

(会長)

DVの問題はアルコール依存とも関連がありますので、その辺りも含めたいろいろな支援の検討ができればと思います。

(委員)

44ページの取組No.10「安城市における『特定事業主行動計画』の推進」の指標②に「新たに子が生まれたすべての男性職員に対して、取得できる休暇・休業制度等の周知」とありますが、もうこれはしなければならぬことだと決まっているはずで、民間では育休取得率を指標にしていると思えます。これは数年かけてのプランだと思われるので、そこまで踏み込んでもよい気がしました。

46ページの取組No.13「男性の家庭への参画に向けた学習機会の提供」のところに「イクメン」という表記がありますが、この言葉をこれからも使い続けるのだろうかと思われました。育児をしている女性に対するフレーズは特にないので、この

辺りで既に男女の差が出ているように思います。

(事務局)

44ページに関するご意見にお答えします。市の男性職員の育休取得率はかなり高いほうですが、今回の指標は方向性という形で、数値は設定しておりません。別の計画には数値目標がございますので、こちらの書き方としては周知というところにとどめています。

46ページの「イクメン」表記についてですが、こちらは子育て支援課が実施している「イクメン広場」という名称の遊び広場です。今のご意見を踏まえ「イクメン」という言葉を使わずに男性の育児参加の場であることが分かるような名称を検討する余地もあるのではないかとといった旨を担当課に伝えたいと思います。

(副会長)

48ページの取組 No. 17 「育児中でも学びやすい環境の整備」について、託児付きの講座やイベントを実施されていますが、せっかくそれを行っても託児を希望される方が結局いなかったということがあると思います。ここでは託児付きの講座やイベントの開催回数を指標にされていますが、それよりも託児の利用者数を指標にするほうが検証・評価しやすいですし、実態に即してよいのではないかと思います。

(事務局)

確かに託児付き講座やイベントの開催回数よりも実際に利用していただけたかどうかのほうが指標としては適切かもしれません。託児の必要な方が求める講座やイベントの内容について検討していかなくてはならないという課題もございますが、今のご意見を参考にさせていただきます。

(会長)

回数、人数等いろいろな指標が設定できます。例えば44ページ、取組 No. 11 の指標は一時保育の1日当たりの定員ですが、より厳しめに、定員に対してどれぐらい利用があったかということを経験にしようと思えます。

(委員)

44ページ、取組 No. 11 「一時預かり等、子育て家庭のニーズに応じたサービスの拡充」についてですが、未就学児の支援サービスは充実しているものの、小学校に上がった途端に一時預かりの利用ができなくなります。学童保育を利用するまでには至らないパート勤務のお母さんが預け先に困っておられるという印象があるので、その視点もあればよいと思えます。

(事務局)

この一時保育は入学前のお子さんが対象ではありますが、預ける理由を仕事に限定するものではございません。制限を緩和し、幅広く保護者の地域活動やリフレッシュなどにも対応できるよう、指標を一時保育の1日当たりの定員に設定いたしました。ただ、委員がおっしゃるように1年生になってからのほうが早く帰ってくるため負担が大きいという話もよく聞きます。今後どういったことができるかというところで検討が必要な内容にはなってくるかと思えます。

(委員)

41ページ、現状と課題の3点目に国が指導的地位に占める女性の割合を3割程度にするよう目標を設定したということが書かれています。私は製造業に従事しておりますが女性が少ないということで、この目標はかなり厳しいものがあります。安城市は製造業が多い地域ですから製造業においても女性が活躍できるような市独自のPRが必要で、その辺りからアプローチしていただきたいと思えます。

(事務局)

このエリアは製造業が多いというところで、そういった企業に対するPRも今後必要になってくるかと思えます。女性活躍、LGBT、パートナーシップ制度等について市民だけでなく企業の方に理解していただくことも重要ですので、商工会議所の会議において説明させていただく機会を設けようと考えております。

(会長)

女性農業者への支援ということは出ていますが製造業に携わる女性に関する記述はありませんので、そういうものも必要かと思えます。

ほかにもございませんか。それでは、次の議題に移ります。

続きまして、議題(2)男女共同参画ロゴマークについて、事務局より説明をお願いいたします。

## 議題(2) 男女共同参画ロゴマークについて

(事務局)

議題(2) 男女共同参画ロゴマークについて説明

(会長)

ただいまの説明について、ご質問等ございますか。

(副会長)

どちらの図案もとても素晴らしいと感動しながら見ております。特に複数の色を使っていて、さらに一つひとつの葉の色がグラデーションになっているのが素晴らしく、

これは境目がないということを表現されているのかとも思います。普段、私は障害者福祉の分野で働いており「みんなちがって、みんないい」というキャッチフレーズで仕事をしています。そういう意味でもすごく素敵です。個人的には右のB案が好きですが、どちらになってもよいと思いました。

(会長)

このロゴマークは市民の皆さまに自由に使っていただけるのですか。

(事務局)

現行の4次プランと同じような形で、表紙に使ったり、男女共同参画に関するイベントなどの際に使ったりしていきます。

(委員)

どちらもよいと思います。会議の前にこのロゴマークをじっと見ていると、はじめは直感的に右のB案がよいと思ったのですが、いろいろ考えていくうちに色がはっきりしていない左のA案のほうがよいような気もしてきました。右のB案は鮮やかな色で最初は気に入っていたのですが、ジェンダーのことを考えるとはっきりしていない色のほうがよいのではないかととも思います。

(会長)

左のA案は緑系統の色が多く、曖昧な感じもあるかもしれません。

(副会長)

九十九委員のおっしゃるとおり左のA案もよいと思います。ただ、唯一気になったのがA案の一番上、ハートの色が濃いピンクと薄いピンクで女性的に感じました。女性をあまり強調しないほうがよいかということで、先ほど右のB案を推しました。

(事務局)

同じデザインで色を変えた2案をお示ししています。現行の4次のものからバージョンアップしてというところですが、その部分についてはいかがでしょうか。

(委員)

どちらも捨てがたいですが、色に関しては右のB案を推します。青や緑、オレンジ、ピンクというように様々な色があると一目見て分かるのがB案です。左のA案は下半分に緑が目立ち、青がないという印象を受けました。花を囲む輪の色がグレー系で曇っているような暗いイメージに思えるので、もしA案にされるなら水色や空色といった明るい色にしてもよい気がします。もしくは、七色にして虹のように見せても可愛いと思います。

(会長)

どちらにするか、この場において多数決で決めるのですか。

(事務局)

本日いただいたご意見を踏まえ、こちらでも検討いたします。今日は初めてお示しましたので、いろいろなご意見をいただければというところで、今ここで決めるものではないと思います。

(会長)

私は右のB案のほうがよいと思います。DV根絶のシンボルカラーなどもありますので、検討いただければと思います。

それでは、議題については、皆さまのおかげをもちまして、以上で終了となります。ここからの進行は、事務局でお願いします。

(事務局)

ありがとうございました。「その他」次回の審議会について事務局からご連絡いたします。

#### 4 その他

(事務局)

次回、第3回審議会につきましては、令和5年11月13日(月)午後1時30分から、第4回審議会につきましては、令和6年2月13日(火)午後1時30分から開催する予定となっておりますので、よろしくお願いいたします。

最後に、市民協働課長よりお礼のことばを述べさせていただきます。

(課長)

本日は貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございます。今回いただきましたご意見を踏まえ、第5次プランの策定を進めてまいりますので、今後ともご指導・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、本日の資料及び議事録につきましては、市公式ウェブサイトに掲載し、公表してまいります。

以上をもちまして、令和5年度第2回安城市男女共同参画審議会を終了いたします。ありがとうございました。